2　法第二十一条第一項及び第二項、法第二十三条（第四項及び第五項を除く。）、法第二十四条、法第二十五条、法第二十六条、法第二十七条第三項、法第二十九条、法第三十一条第一項及び第三項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十四条第一項及び第二項、法第三十六条第三項、法第四十七条（第四項及び第六項を除く。）、法第四十八条第一項、第三項及び第四項、法第四十九条第一項及び第二項、法第六十三条、法第七十六条第四項、法第七十七条第一項及び第三項、法第八十三条第一項、法第八十九条第一項、法第九十条、法第九十一条第一項及び第二項、法第九十三条、法第九十四条第二項、法第九十六条第二項並びに法第百十七条第二項に規定する経済産業大臣の権限は、鉱区等の区域を管轄する経済産業局長が行う。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

様式第一から様式第四十四までを次のように改める。

様式第１

出願（申請）番号

23北経出試般第123号

備考

1　出願（申請）番号は、上記の例により、出願（申請）を受理した年、本省又は管轄経済産業局の名称を表示する文字、出願（申請）を表示する文字、試掘権又は採掘権（租鉱権）を表示する文字、特定区域（特定区域以外）を表示する文字及び番号をもつて表示すること。

2　本省又は管轄経済産業局の名称は、次の表に掲げる文字をもつてすること。

管轄経済産業局等	表示する文字
本省	経　産
北海道経済産業局	北　経
東北経済産業局	東北経
関東経済産業局	関　経
中部経済産業局	中部経
近畿経済産業局	近　経
中国経済産業局	中国経
四国経済産業局	四　経
九州経済産業局	九　経
沖縄総合事務局	沖　経

3　出願（申請）の表示は、出願については「出」、申請について「申」の文字をもつてすること。

4　試掘権又は採掘権（租鉱権）の表示は、試掘権については「試」、採掘権については「採」、租鉱権については「租」の文字をもつて表示すること。

5　特定区域又は特定区域以外の表示は、特定区域については「特」、特定区域以外については「般」の文字をもつて表示すること。

6　番号は、年ごとに更新すること。

様式第２（第７条第１項関係）

収　入 印　紙

試（採）掘権の設定願

年　　月　　日

経済産業局長　殿

住所（郵便番号）

試（採）掘出願人　氏名又は名称（ふりがな）　印

（電話番号）

下記の区域について、試（採）掘権の設定の許可を受けたいので、区域図（及び鉱床説明書）を添えて、出願します。

記

1　出願の区域の所在地

2　出願の区域の面積

3　目的とする鉱物の名称

備考

1　願書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（その収入印紙には、消印をしないこと。）。

2　願書には、戸籍若しくは登記簿の謄本若しくは抄本又は日本国民若しくは日本国法人であることを証する書面を添えること。

3　自己の試掘鉱区と重複してその目的となっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をする場合には、「4　試掘権の登録番号」を記載し、納税証明書又は現に鉱区税を滞納していることが天災その他のやむを得ない事由によるものであることを証する書面を添えること。

4　自己の試（採）掘出願地と重複してその目的となっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする採（試）掘権の設定の出願をする場合には、「4　もとの試（採）掘出願番号」を記載すること。

5　出願の区域の面積が350ヘクタールを超える場合には、その理由書を添えること。

6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

7　様式第２の１による事業計画書を添えること。

8　願書には、事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類を添えること。

9　願書には、出願人が法人である場合にあつては、直前３年の貸借対照表及び損益計算書、定款並びに役員の履歴書を添えること。

10　願書には、主たる技術者の履歴書を添えること。

11　願書には、鉱物の掘採に係る体制を記載した書面を添えること。

12　願書には、法第29条第１項第３号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。

13　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類